平成２４年（フ）第６２０号
千葉県市原市辰巳台西１丁目８番地７　県営住宅４棟103号
債務者　安川　紘未
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６２３号
千葉県船橋市前原東２丁目17番１号
債務者　山口　　香
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１２８４号
大阪市阿倍野区阪南町１丁目12番１号
債務者　福西　　聡
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４７７号
大阪府豊中市旭丘１番２―506号
債務者　中島　　純
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２１０号
大阪市浪速区敷津西１丁目11番１号　ウエストコートⅡ301号
債務者　谷生　留実（旧姓川本・西本）
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６５２号
大阪市此花区伝法６丁目３番３―201号
債務者　松﨑　一豊
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７２０号
大阪市西成区松３丁目３番５―406号、前住所大阪市西成区萩之茶屋１丁目13番11号　アパートフジヤ210号
債務者　中山　和人
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７４６号
大阪市住之江区中加賀屋１丁目４番16―701号
債務者　城野麻記子
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２３６号
大阪市住吉区苅田３丁目３番22―803号
債務者　船橋　誠二
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２６８号
大阪府東大阪市高井田本通７丁目６番34―503号
債務者　中村　睦男
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３３６５号
大阪市住吉区千躰１丁目３番８―307号
債務者　松田　　洋
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３３６６号
大阪市天王寺区上本町７丁目３番７号ハーティー上本町501号
債務者　中西奈保美
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３３７４号
大阪市生野区林寺２丁目19番15号
債務者　岡田　　武
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３３８０号
大阪市平野区西脇３丁目１番31―103号、前住所大阪市平野区西脇４丁目７番22号
債務者　西田千鶴子
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４０７号
大阪市住之江区南港中３丁目４番14―205号
債務者　藤本　良見（旧姓宇森）
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４６４号
大阪市平野区瓜破西２丁目２番35号
債務者　村崎　正代
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４６８号
大阪府茨木市南安威２丁目４番８―507号
債務者　宮口貴美江
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４７２号
大阪市西淀川区大和田３丁目５番19号
債務者　林　　佳代（旧姓山地）
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部